

下関市教育委員会 12月定例会 資料

平成30年12月26日（水）16：00～
教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

第44号 平成31年度下関市立幼稚園・小学校・中学校教職員 人事異動方針について	P 2
第45号 下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則	P 4
第46号 平成30年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について	P 6
第47号 下関市立高等学校管理規則の一部を改正する規則	P 11

[報告事項]

・下関市立神玉小学校及び下関市立神田小学校の閉校記念式典について…別冊	
・下関市生涯学習プラザの臨時休館について	P 27
・下関市立図書館の臨時休館について	P 28
・「こどもと本のおまつり」の開催について	P 29
・「さいとう・たかを ゴルゴ13 用件を聞こうか……」展開催について	P 32
・指定管理者の指定について	P 33

教育委員会定例会日程表

平成30年12月26日(水) 16時00分から

下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | | |
|------|------------------------------------|----------|
| 第44号 | 平成31年度下関市立幼稚園・小学校・中学校教職員人事異動方針について | 学校教育課 |
| 第45号 | 下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則 | 学校教育課 |
| 第46号 | 平成30年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について | 教育研修課 |
| 第47号 | 下関市立高等学校管理規則の一部を改正する規則 | 下関商業高等学校 |

日程2

【報告事項】

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| 下関市立神玉小学校及び下関市立神田小学校の閉校記念式典について | 教育政策課 |
| 下関市生涯学習プラザの臨時休館について | 生涯学習課 |
| 下関市立図書館の臨時休館について | 図書館政策課 |
| 「こどもと本のおまつり」の開催について | 図書館政策課 |
| 「さいとう・たかを ゴルゴ13 用件を聞こうか・・・・・・」展開催について | 美術館 |
| 指定管理者の指定について | 豊浦教育支所 |

日程3

【その他】

■次回開催予定 平成31年1月24日(木)

H31.1月							H31.2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5			1	2			
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28		

閉会

下関市教育委員会
議案第 44号

平成31年度下関市立幼稚園・小学校・中学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

平成30年12月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

平成31年度下関市立幼稚園・小学校・中学校教職員人事異動方針について

平成31年度下関市立幼稚園・小学校・中学校教職員人事異動方針は別紙に定めるところによる。

提案理由

平成31年度人事異動のため

平成31年度下関市立幼稚園・小学校・中学校教職員人事異動方針（案）

下関市教育委員会

「夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志」～ともに学び ともに育み 未来を創る下関の教育への実現のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各学校の組織力を強化し、家庭・地域と連携しながら、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、各園・学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある学校づくり、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各園・学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一園・学校勤務が7年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 園長、校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある園・学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を推薦又は選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。
- 3 新規採用者については、園・学校や地域の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。
- 4 小・中・高等学校・総合支援学校間等の人事交流を推進する。
地域間及び規模の異なる学校間の交流を積極的に行う。

下関市教育委員会
議案第 45 号

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成30年12月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

下関市立小学校及び中学校管理規則(平成17年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第8項中「事務に従事する」を「、事務をつかさどる」に改める。

第25条の2第2項中「事務を総括し、その他事務をつかさどる」を「事務を総括する」に改める。

第27条第2項中「事務をつかさどる」を「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

学校教育法をはじめ、事務職員に係る関係法令の改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

新	旧	新	旧
新	新	新	新
(略)	(略)	(職員)	(職員)
(職員) 第13条 1~7 (略) 8 事務職員は <u>事務に従事する。</u>	(職員) 第13条 1~7 (略) 8 事務職員は、 <u>事務をつかさどる。</u>	(略)	(略)
(事務長)	(事務長)	(事務長)	(事務長)
第25条の2 学校に事務長を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う <u>事務を総括する。</u>	第25条の2 学校に事務長を置くことができる。 2 事務長は、校長の監督を受け、 <u>事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。</u>	(略)	(略)
(事務主任)	(事務主任)	(事務主任)	(事務主任)
第27条 学校に事務主任を置くことができる。 2 事務主任は、校長の監督を受け、 <u>事務をつかさどる。</u>	第27条 学校に事務主任を置くことができる。 2 事務主任は、校長の監督を受け、 <u>事務に關する事項について連絡調整及び指導、助言に當たる。</u>	(略)	(略)

下関市教育委員会
議案第 46 号

平成30年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成30年12月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

平成30年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

下関市立学校教材審査会規則第3条に基づき、下記のとおり平成30年度下
関市立学校教材審査会委員を委嘱する。

記

1 委員

別紙「平成30年度下関市立学校教材審査会委員名簿」のとおり

2 任期

平成31年1月1日から平成31年12月31日まで

提案理由

平成29年度委員の任期満了に伴い、平成30年度委員を新たに委嘱す
るもの。

(参考) 平成30年度下関市立学校教材審査会委員名簿

(H31. 1. 1)

	教 科	所 属	職	氏 名	新規
学識経験者	中国語	下関市立大学	准教授	秋山 淳	
	ハングル	下関市立大学	准教授	白川 春子	
	素描	東亞大学	教授	川野 裕一郎	
	華道	華道 小原流下関支部	参与	藤井 繁子	
	茶道	茶道 裏千家	教授	武田 幸子	○
教育関係者	小学校体育	下関市立向井小学校 校長	校長	井上 光晴	○
	小学校体育	下関市立王江小学校 校長	校長	西嶋 高成	
	小学校体育	下関市立川中小学校 教頭	教頭	大川 健次	○
	小学校体育	下関市立角倉小学校 教務主任	教諭	山下 貴子	○
	小学校体育	下関市立室津小学校 体育主任	教諭	水岡 明雄	
	小学校体育	下関市立垢田小学校 体育主任	教諭	藤永 順子	○
	小学校体育	下関市立豊洋中学校 校長	校長	数井 英二	○

○ 任期 平成31年1月1日から平成31年12月31日まで

下関市立学校教材審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）第3条の規定に基づき、下関市立学校教材審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(審査会が調査審議する教材)

第2条 設置条例別表に定める、審査会が調査審議する教材は、下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）第11条及び下関市立高等学校管理規則（平成23年教育委員会規則第2号）第11条に規定する教材とする。

2 審査会は、別に定める下関市立学校教材審査基準に照らして教材の審査を行うものとする。

(委員)

第3条 委員は、教育関係者、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 特別な事由のために会議に出席できない委員は、審査票の提出をもって表決することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
(分科会)

第7条 特別の事項を研究するために必要があるときは、審査会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する委員をもって構成する。
(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育部教育研修課において処理する。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、その他審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

下関市立学校教材審査基準

平成 17 年 2 月 13 日制定

下関市立小学校及び中学校管理規則第 11 条並びに下関市立高等学校管理規則第 11 条に基づき、学校が教科書の発行されていない教科または科目の主たる教材として、児童または生徒に使用させる教科用図書（準教科書）は、次に掲げる基本条件に沿った教材であって、しかも該当学校の児童または生徒に使用させることが緊要であり、かつ、保護者の経済的負担が十分考慮されたものでなければならない。

1 基本条件

(1) 我が国の教育の目的との一致

教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものではないか。

例えば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものではないか。

(2) 立場が公平であること。

① 政治や宗教について、特定の政党や特定の宗教に偏った思想、題材を取り扱い、また、これによってその主義や信条を宣伝したり、あるいは非難したりしているようなところがないか。

② 当該教科・科目の指導目標にそっているか。

2 附帯条件

(1) 内容

① 内容は、現行の指導要領にそっているか。

② 内容は、正確であり信頼できるか。

③ 内容は、現代の進歩に応じているか。

(2) 児童・生徒の発達への適応

① 児童または生徒の心身の発達に適応しているか。

② 児童または生徒の生活・経験・興味に適応しているか。

③ 児童または生徒の個人差に応ずる幅はあるか。

(3) 組織配列

① 配列は適切であるか。

② 他教科との関連はよく考えられているか。

③ 分量は適切であるか。

④ 区分は適切であるか。

⑤ 挿絵、写真、図表などは、適切に用意されているか。

⑥ 有効に使用できるように、工夫されているか。

(4) 表現

① 表現は、適切であるか。

② 学術用語や度量衡などは、適切であるか。

③ 漢字・仮名づかい・ローマ字つづりは、適切であるか。

(5) その他

① 文字の大きさ・行間・字間などは、適切であるか。

② 余白や欄わくなどは、適切であるか。

③ 印刷は、鮮明であるか。

附則

この基準は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

下関市教育委員会
議案第 47 号

下関市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成30年12月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立高等学校管理規則の一部を改正する規則
下関市立高等学校管理規則（平成23年教育委員会規則第2号）の
一部を次のように改正する。

第5条の表中

第1 学年 生徒 定員	通学 区域
170	山口 県全 域
30	
40	

を

第1 学年 生徒 定員	通学 区域	備考
130	山口 県全 域	定時制課 程商業科
30		は、平成 31年度 から生徒 の募集を 停止する。
—		

に改める。

第13条第6項中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

第31条第2項及び第3項中「及び保証人」を削る。

第33条第1項中「及び保証人」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

様式第1号中「下関市教育委員会 様」を「(宛先) 下関市教育委員会」に、「普通教育に関する」を「各学科に共通する」に、「専門教育に関する」を「主として専門学科に開設される」に、

「

総合的な学習の時間													
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

総合的な学習の時間													
総合的な探究の時間													

」

に、「学芸的行事」を「文化的行事」に、

「2 新入学生徒教育課程(別紙)を添付すること。

3 この様式は2部提出すること。」

を

「2 新入学生徒教育課程(別紙)を添付すること。」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式 別紙中「普通教育に関する」を「各学科に共通する」に、「専門教育に関する」を「主として専門学科に開設される」に、

「

総合的な学習の時間													
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

総合的な学習の時間													
総合的な探究の時間													

」

に、

「1 「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。

2 この様式は2部提出すること。

七

「　　「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。」

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第2号中「下関市教育委員会 様」を「(宛先) 下関市教育委員会」に、「普通教育に関する」を「各学科に共通する」に、「専門教育に関する」を「主として専門学科に開設される」に、

「総合的な学習の時間」

を

「総合的な学習の時間								
総合的な探究の時間								

に、「学芸的行事」を「文化的行事」に、

「3 「時数」欄は、平均時数を記入すること。

4 この様式は2部提出すること。

七

「3 「時数」欄は、平均時数を記入すること。

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第3号中「下関市教育委員会 様」を「(宛先) 下関市教育委員会」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第4号中「下関市教育委員会 様」を「(宛先) 下関市教育委員会」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第5号中「下関市教育委員会 様」を「(宛先) 下関市教育委員会」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第6号中「下関市教育委員会 様」を「（宛先）下関市教育委員会」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第7号中「下関市教育委員会 様」を「（宛先）下関市教育委員会」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第8号中「下関市教育委員会 様」を「（宛先）下関市教育委員会」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第9号中「下関市教育委員会 様」を「（宛先）下関市教育委員会」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第13条第6項、様式第1号及び同様式 別紙の改正規定は、公布の日から施行し、様式第1号、同様式 別紙、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号及び様式第9号の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成31年7月1日から施行する。

提案理由

下関商業高等学校の募集定員等を改め、及び学校教育法等の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

日

(編制)

第5条 学校の編制について、次のとおり定める。

校名	位置	課程	昼夜	学科	修業年限	第1学生徒定員	通学区域
下関商業高等学 校	下関市後田町 四丁目11番 1号	全日	昼間	商業	3	170	山口県 全域
		定時	夜間	情報 処理	3	30	山口県 全域
				商業	3又 は4	40	山口県 全域

(職員)

第13条 (略)
2~5 (略)

6 事務職員は、事務に従事する。

(職員)

第13条 (略)
2~5 (略)

6 事務職員は、事務をつかさどる。

(編制)

第5条 学校の編制について、次のとおり定める。

校名	位置	課程	昼夜	学科	修業年限	第1学生徒定員	通学区域	備考
下関商業高等学 校	下関市後田町 四丁目11番 1号	全日	昼間	商業	3	130	山口県 全域	定期制 課程商 業科は、平 成31年 度から生 徒の募集 を停止す る。

旧	新
7～13 (略) (入学、転学等)	7～13 (略) (入学、転学等)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 校長は、入学、編入学又は転学の許可をしたときは、10日以内に当該許可を受けた者から、保護者及び保証人連署の誓約書を住民票の写しを添えて、提出せなければならぬ。	2 校長は、入学、編入学又は転学の許可をしたときは、10日以内に当該許可を受けた者から、保護者 _____ 連署の誓約書を住民票の写しを添えて、提出せなければならぬ。
3 前項の保護者及び保証人に関する必要な事項は、学則で定める。 (休学、退学)	3 前項の保護者 _____ に関する必要な事項は、学則で定める。 (休学、退学)
第33条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者及び保証人連署の休学願又は退学願を提出させ、理由をきかなければならぬ。	第33条 校長は、生徒の休学又は退学を許可しようとするときは、保護者 _____ 連署の休学願又は退学願を提出させ、理由を聽かなければならぬ。
2・3 (略)	2・3 (略)

三

新
亲

新入学学生健康教育跟

斯入學生有限公司

七

次回開催地名上の選挙的年項		本校又は分校の別 全日期、定期例會 は演説會の別	科 學 部	生 徒 數	
分校の名 稱	年 度			男	女

参考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

ב' מילון עברי

卷之三

日

新

横式第4号(第11条基準)

療養料審査用申込書

下關市議會議場

年月日

高等学校

高等

年

中等学校

月

高等

日

中等

年

中等

月

中等

日

中等

年

中等

月

四

新

新日本製鉄外の新技術開発

卷之三

下册第十六章見合

本院は常に、不審な事件の発生を防ぐため、下関市立警察署が中心となり、

卷之五十五(第12章附錄)

（總卷）下冊市長官署

上野書店

長崎大學

四月年

三
七

七

卷之十一

卷之三

四三

川端の文部省

御身の不吉も注。日本帝國世紀記序

新
日

構式第6号(第25年版別紙) 建設地用目的変更等承認申請書 下關市認定金請求 構式第8号(第25年版別紙)	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	建設地用目的変更等承認申請書 下關市立高等学校監理規則第28条第1項の規定により、承認されるよう申請します。 下記のとおり施設の他用目的若しくは他用区分を変更し、又はその構造等をしたいので、下關市立高等学校監理規則第28条第1項の規定により、承認されるよう申請します。																																																			
記																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機 器 号</th> <th style="width: 10%;">現 状</th> <th style="width: 10%;">計</th> <th style="width: 10%;">面 積</th> <th style="width: 10%;">現 状</th> <th style="width: 10%;">計</th> <th style="width: 10%;">面 積</th> </tr> <tr> <th>使用目的又は他用区分</th> <th>面 積</th> <th>施設圖面又は他用区分</th> <th>面 積</th> <th>使用目的又は他用区分</th> <th>面 積</th> <th>施設圖面又は他用区分</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">実施計画 計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			機 器 号	現 状	計	面 積	現 状	計	面 積	使用目的又は他用区分	面 積	施設圖面又は他用区分	面 積	使用目的又は他用区分	面 積	施設圖面又は他用区分	面 積	実施計画 計画																																			
機 器 号	現 状	計	面 積	現 状	計	面 積																																															
使用目的又は他用区分	面 積	施設圖面又は他用区分	面 積	使用目的又は他用区分	面 積	施設圖面又は他用区分	面 積																																														
実施計画 計画																																																					
変更の理由 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで 工事の概要 費費及び負担区分 その他参考事項 在付箇所に写した手形印を捺すること。 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。																																																					

日

新

様式第7号(第25条基準)

施設等不用報告書

年 月 日

下關市教育委員会_様

高等學校長

下記のとおり施設又は校舎について学校の用に供する必要がなくなりましたので、下關市立高等學校管理規則第25条第2項の規定により報告します。

記

名 称	所在場又は設置場所	施設又は設備 種 類	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由 由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察

下記のとおり施設又は校舎について学校の用に供する必要がなくなりましたので、下關市立高等學校管理規則第25条第2項の規定により報告します。

記

名 称	所在場又は設置場所	施設又は設備 種 類	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由 由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察

下記の場合にあっては、附表を添へし及び平成25年版を施行すること。

参考 用紙の大きさは、日本規格基準規格とする。

名 称	所在場又は設置場所	施設又は設備 種 類	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由 由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察
施設又は設備 種 類	施設又は設備 種 類	設 置 量	設 置 量	高 等 學 校 規 格	由	處 分 の 方 法	そ の 他 考 察

[日]

新

様式第8号(原256番類似)

様式第8号(原256番類似)

下記高級会員会

下記のとおり施設又は設備を亡失したので、下記市立高等学校管理規則第28条第3項の規定により報告します。

記

名	姓	記
所在地又は設置場所		
施設又は設備の種類		
数量		
貯蔵庫又は保管庫		
亡失の時刻		
亡失の原因		
補てんに要する経費		円
亡失時の状況		
今後の措置		
その他参考事項		

注 記載の場合は、財産を購入したが未開封を請けたること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(先) 下記市立高等学校管理規則第28条第3

下記のとおり施設又は設備を亡失したので、下記市立高等学校管理規則第28条第3項の規定により報告します。

記

名	姓	記
所在地又は設置場所		
施設又は設備の種類		
数量		
貯蔵庫又は保管庫		
亡失の時刻		
亡失の原因		
補てんに要する経費		円
亡失時の状況		
今後の措置		
その他の参考事項		

注 施設の場合は、財産を購入したが未開封を請けたこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

報 告 事 項
平成 30 年 1 月 26 日
生 涯 学 習 課

下関市生涯学習プラザの臨時休館について

下関市生涯学習プラザについて、下記のとおり臨時休館とすることとしたので報告いたします。

記

1. 臨時休館とする日

平成 31 年 2 月 22 日（金）

※下関市立中央図書館は定例の休館日（設置条例第 3 条第 1 項第 4 号）

2. 臨時休館とする理由

生涯学習プラザの指定管理者である公益財団法人下関市文化振興財団の申し出により、中央図書館を含む施設全体の消防用設備の点検を、消防法に基づき実施するため。

【参考】

(1) 下関市生涯学習プラザの設置に関する条例（抜粋）

（休館日）

第 4 条 プラザの休館日は、1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日とする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めたときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(2) 下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、中央図書館にあっては、第 3 号及び第 4 号に掲げる日並びに 1 月 1 日を休館日とする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 1 月から 11 月までの各月の最終金曜日（その日が第 2 号の休日の場合は、その日の前日）及び 1 月 28 日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

報 告 事 項
平成 30 年 12 月 26 日
図 書 館 政 策 課

下関市立図書館の臨時休館について

下関市立図書館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 110 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり臨時に休館します。

記

1 休館期間

中央図書館	平成 31 年 3 月 11 日 (月)	～ 3 月 15 日 (金)
彦島図書館	平成 31 年 2 月 12 日 (火)	～ 2 月 15 日 (金)
長府図書館	平成 31 年 3 月 5 日 (火)	～ 3 月 8 日 (金)
菊川図書館	平成 31 年 2 月 26 日 (火)	～ 3 月 1 日 (金)
豊田図書館	平成 31 年 2 月 19 日 (火)	～ 2 月 21 日 (木)
豊浦図書館	平成 31 年 3 月 5 日 (火)	～ 3 月 8 日 (金)
豊北図書室	平成 31 年 2 月 26 日 (火)	～ 3 月 1 日 (金)

2 休館理由

毎年行っている下関市立図書館の蔵書点検作業のため。

* 参考条文

○下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、中央図書館にあっては、第 3 号及び第 4 号に掲げる日並びに 1 月 1 日を休館日とする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 1 月から 11 月までの各月の最終金曜日(その日が第 2 号の休日の場合は、その日の前日)及び 12 月 28 日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

報 告 事 項
平成 30 年 12 月 26 日
図 書 館 政 策 課

「こどもと本のおまつり」の開催について

山口県教育委員会の主催事業「子どもと本をつなぐ山口読書ネットワークフォーラム」の協力事業として、下記のとおり開催いたしますので報告いたします。

記

- 1 名 称 こどもと本のおまつり
- 2 開 催 日 平成 31 年 1 月 26 日 (土)
- 3 会 場 下関市生涯学習プラザ 2階
宙(そら)のホール、学習室3、学習室4
- 4 内 容
 - (1) 横山眞佐子さんのにぎやかブックトーク
 - (2) 体験してみよう！「読みあい」ワークショップ
 - (3) 原ゆたか&横山眞佐子トークセッション
「なぜ？みんなゾロリがだ～いすき！」
 - (4) ゾロリの世界を楽しもう！かいけつゾロリルーム
 - (5) 情報展示コーナー「子どもと本をつなぐ下関のひとたち」

※各イベントの詳細は別紙参照

子どもと本の あきつい

平成31年1月26日(土) 参加無料・入場無料

下関市生涯学習プラザ 2階 宙のホール・学習室3・学習室4

横山真佐子の

にぎやか フックトーク

小学生
以上



午前10時～10時40分 宇のホール

定員100人(当日先着)

体験してみよう！

「読みあい」

ワークショップ

小学生
以上

午前10時50分～12時20分
宙のホール

定員40人(当日先着)

原ゆたか&横山真佐子

トークセッション

なぜ？みんなソロリが だ～いすき！

原ゆたか
来る！

下関に



午後1時30分～2時30分 宇のホール

定員200人(当日先着)

小学生
以上

ソロリの世界を

楽しもう！
かいつけつゾロリ
ルーム

午前10時～12時

学習室3・4

情報展示コーナー

「子どもと本をつなぐ
下関のひとたち」

午前9時～午後4時
宙のホール前 ホワイエ

※ 各イベントの詳細は、裏面をご覧ください。

主 催：

山口県立山口図書館

下関市教育委員会

図書館政策課

お問い合わせ先：下関市教育委員会 図書館政策課 下関市細江町3-1-1 (下関市生涯学習プラザ内)

TEL083-233-1172 FAX083-233-1173

1/26
土曜日

子どもと本をつなぐ山口読書ネットワークフォーラム in 下関

子どもと本のあまつり

「子どもと本とのすてきな出会い」を願って、子どもの読書活動を支える人たちと子どものためのおまつりを開きます！ イベントに興味があれば、子どもも大人も大歓迎！ 興味がなくても、ぶらりと立ち寄れば、読書の楽しさとすてきな本にきっと出会えます！

横山真佐子の にぎやかフックトーク

時間 午前10時～10時40分

会場 2階 宙（そら）のホール

定員 当日先着100人

小学生
以上

児童書専門店「子どもの広場」代表が、とっておきの本たちを紹介します。名作あり、新作あり、読んだつもりでも意外な盲点のトークあり！
やっぱり本はおもしろい！

体験してみよう！

「読みあい」ワークショップ

時間 午前10時50分～12時20分

会場 2階 宙（そら）のホール

定員 当日先着100人

小学生
以上

絵本との出会いを人ととの出会いにつなげる「読みあい」をご存知ですか？児童文学作家の村中李衣さん発案・推奨の絵本の楽しみ方「読みあい」の魅力を体験できるワークショップです。
まだ「読みあい」をご存じない方にもオススメ！

原ゆたか＆横山真佐子 トークセッション なぜ？みんなソロリがだ～いすき！



時間 午後1時30分～2時30分

会場 2階 宙（そら）のホール

定員 当日先着200人

小学生
以上

大人気シリーズ「かいけつソロリ」の作者と児童書専門店代表が、「かいけつソロリ」の魅力のヒミツを徹底追及！

午前10時
～12時は

かいけつソロリ ルームに

GO!

学習室1 ぬりえ体験 …「かいけつソロリ」のぬりえができます。

学習室2 図書展示 …かいけつソロリシリーズを一挙に展示！

学習室3 原先生の本の販売

原さんコーナー

サイン会専用コーナーです。
原さんへの質問もOK！記念撮影
もできます。（第1部整理券が必要）

情報展示コーナー 「子どもと本をつなぐ 下関のひとたち」

下関市内で子どもの読書推進活動をされている団体を紹介するパネル展示です。楽しい活動の様子をご覧ください。

時間 午前9時～午後4時

会場 2階 宇（そら）のホール前 ホワイエ

サイン会 について

第1部 時間：午前10時～12時
会場：2階 学習室4（204）

第2部 時間：午後3時～6時
会場：2階 宇（そら）のホール

書籍販売及び
整理券配布 会場：2階 学習室3（203）
時間：午前9時30分～12時
※書籍購入者先着90人で配布
(第1部30人、第2部60人)

ご注意ください！

※サインは当日会場で購入された原先生の書籍に
いたします。

※書籍ご購入時にお1人につき1枚の整理券を
お渡しします。

※整理券1枚（お1人）につきサインは1冊です。

※写真撮影は可能ですが、動画の撮影、SNSや
ブログへの掲載はご遠慮ください。

※小さいお子さまもおられますので、走ったり、
前の方を押したりなさらないようお願いします。

報 告 事 項
平成 30 年 12 月 26 日
美 術 館

「さいとう・たかを ゴルゴ 13 用件を聞こうか……」展開催について

美術館の特別展の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1 特別展の名称

「さいとう・たかを ゴルゴ 13 用件を聞こうか……」展

2 開催概要

さいとう・たかをの人気劇画「ゴルゴ 13」の連載 50 周年を記念する特別展を開催します。

3 主な出品内容

別添リーフレットのとおり。

4 会期

平成 31 年（2019 年）2 月 2 日（土）～3 月 24 日（日）

月曜休館（祝日の 2 月 11 日は開館）〔会期 51 日・開館 45 日〕

5 会場

下関市立美術館 山口県下関市長府黒門東町 1-1

6 主催

下関市立美術館 読売新聞社 KRY 山口放送

7 観覧料

一般 1,200 円（960 円）／大学生 900 円（720 円）

※（ ）内は、20 名以上の団体料金。18 歳以下、70 歳以上の方及び高等学校、中等教育学校、特別支援学校在学の生徒は無料。

8 内覧会・開会式

平成 31 年 2 月 1 日（金）午後 2 時から午後 4 時

以上

報 告 事 項
平成30年12月26日
豊浦教育支所

指定管理者の指定について

平成30年第4回下関市議会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）の指定について議決がありました。

については、下関市教育委員会において次のとおり指定管理者を指定しましたので報告いたします。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
下関市小野ふれ あいセンター	下関市豊浦町 大字川棚 1647番地	小野ふれあいセン ター運営委員会 会長 小畔 能成	平成31年4月1日 から 平成36年3月31日 まで